

## 静岡県告示第405号

農林水産大臣から、次のとおり指定施業要件変更の予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定により告示する。

令和5年6月23日

静岡県知事 川勝平太

### 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年3月29日農林省告示第672号（三に係るものに限る。）

昭和47年7月17日農林省告示第1236号

昭和53年2月6日農林省告示第111号（三に係るものに限る。）

昭和57年11月11日農林水産省告示第1799号（二に係るものに限る。）

### (2) 変更に係る指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

変更しない。

#### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

### 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

富士宮市（次の図に示す部分に限る。）

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、富士農林事務所及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）